

道路交通法改正内容や国・東京都の主な動向

	改正内容
令和2年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）に対する罰則の創設等 高速道路等で発生した悲惨な死亡事故等を契機に「あおり運転」が社会問題化したことから罰則が創設された。 ・高齢運転者対策の充実・強化を図るための規定の整備 高齢運転者による交通事故情勢等を踏まえて、高齢運転者対策の充実・強化が図られた。 <ul style="list-style-type: none"> ①運転技能検査（実車試験）の導入 75歳以上で一定の交通違反歴がある者は運転免許証を更新する際に、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査が義務付けられた。 ②安全運転サポート車（サポカー）限定免許の創設の検討 ・第二種免許等の受験資格の見直し ・その他規定等の見直しに関する整備等 ・自動車の自動運転技術の実用化に対応するための規定の整備
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備 「ながら運転」の影響による事故が発生していることへの対応 ・運転免許証の再交付及び運転経歴証明書に関する規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証の再交付要件の緩和 ②運転経歴証明書の交付要件の見直し など
平成29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備 75歳以上の運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為（信号無視や通行禁止違反など18基準行為）をしたときには、臨時的認知機能検査を受けることが定められた。また、臨時認知機能検査により、「認知症のおそれ」と判断された高齢運転者は臨時高齢者講習を受けることとなる。 ・準中型免許の新設 普通自動車と中型自動車の間に「準中型自動車（準中型免許）」の区分が新設された。

参考文献：一般財団法人 全日本交通安全協会

内閣府：昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議

令和元年6月18日 第2回昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議にて「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保や高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進などへの取組みが強化された。

東京都：東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を義務化した。

事件事例からの対策の創設

令和元年5月に発生した滋賀県大津市における、集団で歩道を通行中の園児らの死傷事故を受け、国は令和元年11月に「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」、キッズゾーンを創設し、市町村への設置を促進。